

審査規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(合同検査等)</u></p> <p>第13条 <u>当取引所は、日本証券業協会と共同して審査を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>当取引所は、取引参加者が国内の他の証券取引所の会員又は取引参加者である場合は、当該証券取引所と共同して審査を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年9月13日から施行する。</p>	<p><u>(共同審査)</u></p> <p>第13条 <u>当取引所は、取引参加者が国内の他の証券取引所の会員又は取引参加者である場合は、当該証券取引所と共同して審査を行うことができる。</u></p>